

## ノロウイルス・感染性胃腸炎による嘔吐発生時における業務継続計画

(介護サービス類型：通所系)

法人名 : 医療法人 梓誠会

施設・事業所名 : 通所リハビリテーション  
スワニーあずさ

代表者名 :

管理者名 :

所在地 : 長野県松本市梓川梓 2344-1  
電話番号 : 0263-78-6222

作成日 : 2025/2/13

改訂日 : 2025/3/28

# 目次

<b>I</b>	<b>総則</b>	<b>1</b>
	1 目的	1
	2 基本方針	1
	3 主管部門	1
<b>II.</b>	<b>平常時の対応</b>	<b>2</b>
	1 対応主体	2
	2 対応事項	2
	(1) 体制構築・整備	2
	(2) 感染防止に向けた取組の実施	2
	(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保	2
	(4) 研修・訓練の実施	3
	(5) BCPの検証・見直し	3
<b>III</b>	<b>初動対応</b>	<b>4</b>
	1 対応主体	4
	感染疑い者の発生	4
	2 対応事項	4
	(1) 第一報	4
	(2) 消毒・清掃等の実施	4
<b>IV</b>	<b>休業の検討</b>	<b>5</b>
	1 対応主体	5
	2 対応事項	5
	(1) 都道府県、保健所等との連携	5
	(2) 消毒・清掃等の実施	6
	(3) 再開基準の明確化	6
<b>V</b>	<b>感染拡大防止体制の確立</b>	<b>7</b>
	1 対応主体	7
	2 対応事項	7
	(1) 保健所との連携	7
	(2) 接触者への対応	7
	(3) 防護具、消毒液等の確保	7
	(4) 情報共有	7
	(5) 過重労働・メンタルヘルス対応	8
	(6) 情報発信	8

様式1 推進体制の構成メンバー

様式2 施設外・事業所外連絡リスト

様式3 職員・利用者 体温・体調チェックリスト

様式4 感染(疑い)者・接触(疑い)者管理リスト (必要に応じて使用)

様式6 備蓄品リスト

様式7 ①利用中の胃腸炎・ノロウイルス(疑い)での嘔吐発生時の対応

様式8 ②送迎時に胃腸炎・ノロウイルス(疑い)発生時の対応

様式9 ③送迎中に嘔吐した場合の対応

## I. 総則

事業所内で方針を決定する。

### 1 目的

本計画は感染性胃腸炎・ノロウイルスの感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①利用者の安全確保:  
利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- ②サービスの継続:  
利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保:  
職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、理事会とする。



#### (4) 研修・訓練の実施

定期的に以下の研修・訓練等を実施、BCPの見直し

- BCPを関係者で共有
  - ・業務系統計画書の作成
  - ・感染委員会にて計画内容の共有
- BCPの無い様に関する研修
  - ・新規採用者に対する研修 新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う
  - ・定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年1回実施
  - ・委託業者を受けて実施するものについて、感染症対策研修を実施する
- BCPのないように 沿った訓練(シミュレーション)
  - ・年1回実施
  - ・送迎中や利用中に嘔吐をした場合の訓練(シミュレーション)を行う
  - ・初動対応、ガウンテクニック、嘔吐物処理等実施

#### (5) BCPの検証・見直し

- 最新の動向や訓練等で洗いだされた課題をBCPに反映
  - ・研修・訓練実施後に挙げた改善点を業務継続計画書へ反映する
  - ・介護保険最新情報などで情報収集を行い、必要に合わせて適宜業務継続計画書へ反映する

### Ⅲ 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

#### 1 対応主体

看護師指示のもと、事業所一丸となって対応する

#### 感染疑い者の発生

- 送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、下痢や嘔吐の症状がある場合は看護師に連絡し、指示を仰ぎ、利用を中止する
- 利用中に嘔吐や下痢の症状がある場合、発見者は看護師に報告し、指示を仰ぐ

【様式7-9】

#### 2 対応事項

##### (1) 第一報

##### ① 管理者への報告

- 感染の可能性がある利用者がいた場合、看護師は主任代理または相談員に報告する

##### ② 利用者・家族への説明

- 看護師・主任代理・相談員を中心に、症状のある利用者の家族へ報告をする
- 利用休止
  - ・利用を見合わせた利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所に情報提供を行う。
  - ・症状が治まるまでは利用を中止して頂く(下痢や嘔吐の症状が治まり、普段の食事が取れるようになるまで)
- 早退
  - ・利用中の場合は、家族が迎えにくるまで、ホール1ベッドに隔離する。
  - ・入浴・リハビリは中止
  - ・介助を行う場合、感染防護としてサージカルマスク、ゴーグル、使い捨てエプロン、手袋を装着(感染性胃腸炎・ノロウイルス感染症マニュアル 吐物処理手順書参照)

【様式3】  
【様式7-9】

##### (2) 消毒・清掃等の実施

##### ① 場所(居室、共用スペース等)、方法の確認

- 感染疑い者が利用した共有場所の消毒・清掃を行う。
  - ・出入口、デイルームのドアノブ、座席やテーブル、トイレのドアノブ、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面。
- 手袋・マスクを着用し、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、ウイルスも蔓延する可能性があることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等も、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、乾燥させる。

## IV. 休業の検討

### 1 対応主体

理事長統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

### 2 対応事項

#### (1) 都道府県、保健所等との調整

##### 保健所との調整

- ・理事長は感染者の情報を把握し、以下の内容に該当した場合保健所に連絡する
  - (1) 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生する
  - (2) 同一の感染症による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生する
  - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認める
- ・保健所より指示があった場合には、理事会もしくは専務に報告し、検査・休業等の検討を行うとともに、それ以降の方針を支持していく

##### 居宅介護支援事業所等外部関連との調整

- ・保健所より休業の指示があった場合、法人として感染者の発生や消毒等の実施に関して書類を作成し、関係各所へFAXを送信する
- ・営業再開についても、追って報告をしていく

【様式2】

##### 利用者・家族への説明

- ・保健所の指示や法人の指示に沿って、主任代理・相談員を中心に残っている職員で分担し利用者・家族へ報告をする
  - ・接触者や嘔吐をした場所の近くにいた利用者にも、上記同様に指示に沿って利用者・家族に報告をする
- 【休業の理由】【家族にも感染する可能性があること】【家で気をつけた方がよいこと】  
【症状が出た場合の対応】【症状が出た、体調の変化が生じたら連絡が欲しいこと】等伝える

##### 電話の転送

- ・主任代理はスワニーへ電話転送を行い、休業時にスワニーへ連絡が来た場合に対応を行う

## (2) 消毒・掃除等の実施

### □ 場所（共有スペース等）、方法の確認

【手袋を装着し、プラスチック手袋、使い捨てエプロン、サージカルマスクを装着】

・出入口ドア、手すり、長椅子、テーブル、椅子、オーバーテーブル、パーテーション、ベッド柵  
使用した車椅子、歩行器、歩行補助具

送迎車のドア、手すり座席シート

トイレの手すり、便座、洗面台、風呂場の手すり

その他使用した物品、手を触れた可能性のある場所、嘔吐をした場所(半径2M以内)

⇒次亜塩素酸Na(ハセツパー)にて清拭する

・タオル類、リネンカバー、カーテンなど(洗濯可能な物)

⇒①バケツやタライなどにハイターをいれ、

水10Lならキャップに軽く2杯(40ml)

水 5Lならキャップに軽く1杯(20ml)

②そのまま30分ほど浸けておく

③その後洗濯する

(すすぎは念入りに2回以上行なう)

漂白剤の成分が気になるようであれば、洗濯機に入れる前に手で洗い流してからがよい

・マットレスなどの布製品

⇒次亜塩素酸Naにて清拭する

・ゴミ類

⇒掃除に使用した物は、ビニール袋に入れて口を縛り、2重にして感染ゴミとして破棄する  
(感染ゴミ用の段ボールは診療所へ取りに行く)

ノロウイルス  
・胃腸炎  
感染マ  
ニュアル  
【吐物処理  
手順書】参  
照

## (3) 再開基準の明確化

□ 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する

□ 停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、  
停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する

□ 業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、  
情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する



## V. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

理事長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

【様式1】

### 2 対応事項

#### (1) 保健所との連携

- 次の内容に該当した場合、保健所に連絡をする  
下記の報告基準に該当した場合
  - (1) 同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生する
  - (2) 同一の感染症による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生する
  - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認める
- サービスの休業  
・保健所から休業要請があれば指示に従う

【様式2】

#### (2) 接触者への対応

- 利用者・職員共に、症状がなければ利用・出勤可能

#### (3) 防護具、消毒液等の確保

- 嘔吐セット内の防護具と消毒剤等、使用後に補充する(総務に相談する)

【様式6】

#### (4) 情報共有

##### ① 事業所内・法人内での情報共有

- 朝の日報時に、報告をする
- 休業となった場合は、理事長はオクレンジャーにて各部署に伝達する

##### ② 利用者・家族との情報共有

- 営業再開について感染拡大防止のために、事業所の対応や利用者・家族へお願いすることなどについて保健所の指示や法人の指示に沿って、主任代理・相談員を中心に職員で分担し、利用者・家族へ電話連絡を行う

### ③自治体(指定権者・保健所)との情報共有

- 休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、理事長は保健所と情報共有を行う
  - ・指示があった場合は、理事会・もしくは専務に報告をし、情報を共有する

### ④関係業者等との情報共有

- 法人として、営業再開や感染対策、消毒等の書類を作成し、関係各所へFAXを送信する

## (5)過重労働・メンタルヘルス対応

### ①労務管理

- 職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する
- 職員の不足が見込まれる場合は、主任代理は総務へ連絡し、総務より他部署へ早めに応援職員の要請をし、可能な限り長時間労働を予防する
- 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。

### ②長時間労働対応

- 連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組む。
- 定期的に実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。

## (6)情報発信

- 関係機関には、法人として書類「感染性胃腸炎・ノロウイルス感染症発生に関する報告」を作成し、FAXを送信する
- ホームページへの掲載も同時に行う

<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておくこと、更新前との比較が容易になる。

日付	更新内容	承認
2025年2月13日	初回作成	
2025年3月28日	担当者見直し	

**様式1：推進体制の構成メンバー**

施設・事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制も参考に、対策本部の体制を構築する。

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
理事長	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部組織の統括、全体統括</li> <li>・緊急対応に関する意思決定</li> </ul>
専務	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部長のサポート</li> <li>・対策本部の運営実務の統括</li> <li>・関係各部署への指示</li> </ul>
主任代理 相談員 (スワニー)	現場責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の統括</li> <li>・保健所、医療機関、受診・相談センターへの連絡</li> <li>・利用者、ご家族、職員への情報提供・発信</li> </ul>
看護師 (スワニー)	医療・看護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策に関する統括</li> <li>・感染防止策の策定、教育</li> <li>・医療ケア</li> </ul>
介護リーダー (スワニー)	介護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護業務の継続</li> </ul>





様式4：感染（疑い）者・接触（疑い）者管理リスト

<感染（疑い）者>

報告日	感染者/ 感染疑い者	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の 場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤・利用 可能日 (見込)	嘔吐時に関わった職員・利用者	管理 完了
10/5	感染疑い者	職員/利用者	スワニー	○○○○	本人/ 同居家族	10/5	10/12	10/ 5 午前中の作業時に嘔吐 職員○○、○○が関与 利用者○○様、○○様が同テーブルにいた	
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

<接触（疑い）者>

報告日	接触者/ 接触疑い者	属性 (いずれかに○)	所属 (職員の 場合)	氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)	接触した感染（疑い）者の職員名・利用者、状況等	管理 完了
10/10	接触疑い者	職員/入所者/ 出入り業者	○○課	○○○○	本人/ 同居家族	10/5	10/20	10/4 △△と休憩室でマスクをせず長時間会話した	済
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		
/		職員/入所者/ 出入り業者			本人/ 同居家族	/	/		

(参考) 新型コロナウイルス感染症の場合における接触者の特定の例

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

